

行政運営改善調査 結果概要 (令和 7 年 6 月～ 7 月)

- ・ リチウムイオン電池等の回収・再資源化に関する調査
(通知日：令和 7 年 6 月 25 日)
- ・ 生活道路における交通安全対策に関する政策評価
(通知日：令和 7 年 6 月 27 日)
- ・ 外国年金受給者の生存証明手続の円滑化に関する調査
(通知日：令和 7 年 7 月 7 日)

リチウムイオン電池等の回収・再資源化に関する調査結果（概要）

！ 調査の背景

〔通知日：令和7年6月25日 通知先：経済産業省、環境省〕

- 市区町村が回収するごみに混入したリチウムイオン電池（LIB：Lithium-Ion Battery）による廃棄物処理施設等の火災が増加
 - 製品メーカー等は、資源法※1に基づき、LIB等※2製品※3の自主回収・再資源化の責務あり
 - 市区町村は、廃掃法※4に基づき、住民が排出したLIB等の統括的な処理責任あり。なお、回収市区町村は約7割。環境省は、市区町村における標準的なごみの回収方法等を示した指針※5等により、市区町村に対しLIB等の適正な処理方法等を助言
 - 資源循環施策の立案等に必要となる、LIBの回収・処分の実態（どこがどれだけLIBを回収・処分しているか等の数値）はほとんど不明
- ※1 資源の有効な利用の促進に関する法律、※2 LIB、ニカド電池及びニッケル水素電池、※3 LIB等及びその使用製品29品目（パソコン、携帯電話等）、※4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、※5 市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針



住民周知用ポスターのひな型（環境省、一部抜粋）

📄 主な調査結果

<市区町村におけるLIB等製品の回収>

- LIB等製品の回収に当たり、**財政的負担、処分事業者の確保などの課題**があるとの意見あり。一方、追加費用なくLIB等製品の回収を開始した事例あり
- **定日回収により、LIB等製品のごみへの混入率低下や火災抑制**の成果が出ている事例あり

<市区町村におけるLIB等製品の処分>

- 処分事業者が見当たらず、LIB等製品を**埋立て・焼却・ストック**している事例あり。ストックしている市では**保管方法が適切でない**事例あり。**破損・膨張品**について、安全な保管・処分方法を求める意見あり

<LIB製品のごみへの混入状況>

- 43市の不燃ごみ等に混入したLIB製品（約2,900点）を分析したところ、**加熱式たばこ（資源法対象外品目）、携帯電話、モバイルバッテリー、電気かみそり、電気掃除機**などが多く混入

<LIBの市区町村の回収量・処分量の推計>

- ごみへの混入状況から試算したところ、**住民はLIBの過半を市区町村に排出している可能性や、市区町村は回収したLIBの4～5割に近い水準で焼却・埋立て・ストック**している可能性あり

制度見直しに資する調査情報の提供 （令和7年1月以降、随時）

- LIB製品の分別回収方法等を示した指針改訂（令和7年3月）に活用【環境省】
- 審議会等における**改正資源法の政省令等**の見直しに向けた議論に活用【経済産業省】



当省の意見

- **市区町村におけるLIB等製品の適切な回収・処分を推進するため、市区町村に対して情報提供**
 - ① 回収に当たっての課題ごとの解消策、回収したLIB等製品の安全な保管方法等【環境省】
 - ② 破損・膨張品の適切な処分策（経済産業省とも連携して安全策を検討）【環境省】
 - ③ 製品メーカー等による自主回収等の取組状況【経済産業省】
- **製品メーカー等の自主回収対象品目の追加等**【経済産業省】
- **住民のLIB排出の実態解明の推進**【環境省】

💡 期待される効果

市区町村におけるLIB等製品に起因した**火災事故等の減少**

LIB等製品の**再資源化の推進**



Li-ion

LIB製品に表示が義務付けられているリサイクルマーク(例)

主な調査結果

(調査対象50市におけるLIB等製品に起因した火災事故等の発生状況)

- 火災事故等発生市は、増加傾向（令和元年度：38市（76%）→ 5年度：45市（90%））。5年間（令和元～5年度）で火災事故等が発生している47市のうち、**火災事故等の件数が増加している市は、29/47市(62%)**
- 5年間（同）で**廃棄物処理施設等の稼働停止等の多大な被害が生じた市は、15市、17件**

(多大な被害が生じた事例)

- ✓ 廃棄物処理施設のコンベヤが損傷し、**ごみ処理が1か月半できなくなり、その間は施設内の埋立地や別の処理施設にごみを貯留して、ごみ収集は継続した。**
- ✓ LIBが、**火災検知器及び消火装置を通過後に発火し、中間処理施設の基幹的な施設の損傷により11億円の被害が生じた。**

調査対象50市における火災事故等の発生状況

R元	R2	R3	R4	R5
38市 (76%)	43市 (86%)	45市 (90%)	45市 (90%)	45市 (90%)



多大な被害が生じた事例（廃棄物処理施設のコンベヤの損傷）

主な調査結果

(調査対象50市におけるLIB等製品の排出方法等の周知の状況)

- 周知方法で工夫している取組として、ごみ分別アプリを導入したもの、複数会場でごみ懇談会を開催したものなど、**より多くの住民への情報伝達を図る取組あり**。スプレー缶火災と同様に、LIB等製品も**長い期間をかけて地道な周知が必要**との意見あり
- 周知内容をみると、LIB等製品のごみへの混入による**発火危険性**については、**50/50市（100%）**で周知。一方、LIB等の**再資源化の重要性**は**15/50市（30%）**と低調であり、周知していない理由は「火災事故等のイメージが大きいため、**発火危険性の周知に比重を置かざる得ない**」など
- 周知に関する意見・要望では、「LIB等の危険性、排出時の留意点等は、各自治体での周知にも限界あり。地域性はないため、国において、国民一般に周知した方が効率的」など、**国に対して更なる周知を求めるもの**などあり

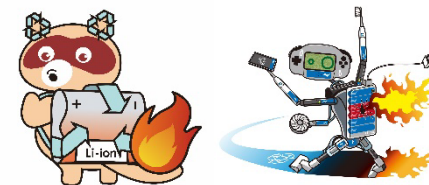
調査対象50市におけるLIB等製品の排出方法に関する周知状況

ごみへの混入により火災事故等が発生する危険性	絶縁処理の方法・必要性	リサイクルマークの意味（電池の種類、回収・リサイクルの必要性）	再資源化される点及びその重要性
50市 (100%)	36市 (72%)	40市 (80%)	15市 (30%)

調査結果② 市区町村におけるリチウムイオン電池等の回収状況①

背景・制度等

- 環境省は、市区町村における標準的なごみの回収方法等を示した指針や、「市区町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策集」等により、市区町村に対しLIB製品の適正な処理方法等を周知
 - 市区町村におけるLIB製品の回収の取組状況は、「実施中、実施に向けて調整中」が約73%超（令和5年度実績、環境省）
 - LIB等製品の定日回収※について、住民の排出について利便性があり、有効性があるとの市の意見あり
- ※ 「危険ごみ」等のごみの収集区分を設け、ごみ集積所（ごみステーション）や戸別回収により、定期的に設定した回収日に回収する方法



LIBに起因する発火事故防止のための啓発キャラクター（環境省）

主な調査結果

（調査対象50市における定日回収の実施状況）

- LIB製品について、「いずれかの方法で回収を実施」が47/50市（94%）あり、このうち「定日回収」が24/50市（48%）、回収ボックスを設置した「拠点回収」が12/50市（24%）など
- LIB等製品に起因する火災の発生を契機に定日回収を開始したことにより、LIB等製品の混入率低下や火災抑制の成果が出ている事例あり

（LIB等製品の定日回収により具体的な成果が出ている事例）

- ✓ 拠点回収に加え、定日回収を令和4年7月から開始した結果、特に混入量の多い携帯電話・電子たばこ・モバイルバッテリーの3製品の混入率が低下した。定日回収、住民への周知等を行ったため低下したと考えている。
- ✓ 定日回収により、リチウムイオン電池等の雑貨ごみへの混入量は少なく、火災事故等の発生をある程度抑制できているとも言える。

（定日回収を実施していない主な理由）

- 「財政的負担が予想されるため」（新たに人を雇う際の人件費や収集車両購入費といった初期費用の負担に関するもの、回収後の処理費用といった定日回収の維持費用の負担に関するもの）、「収集段階における安全面に課題があるため」（破損・膨張品は発火の危険性が高いため）など

調査情報の提供

（令和7年1月以降）

調査対象50市における調査結果（定日回収の実施状況、定日回収により具体的な成果が出ている事例の詳細、リチウムイオン電池等の収集区分等）について整理し、環境省に情報提供

令和7年1～3月にかけて開催された環境省の外部有識者による検討会において、市区町村におけるLIB等の標準的な回収方法等を検討するに当たった基礎データとして活用され、指針改訂（令和7年3月）に反映

（新たな指針に盛り込まれた主な内容）

- ✓ LIB等を一つの分別収集区分として設定し、住民にとって利便性が高い分別収集（ステーション・戸別）を行うこと＜標準的な回収方法＞
- ✓ 製品メーカー等が自主回収を行っていないLIBや膨張・変形したLIBの排出方法を明示すること
- ✓ 分別収集と拠点回収を併用すること 等

調査結果③ 市区町村におけるリチウムイオン電池等の回収状況②

背景・制度等

- 市区町村は、廃掃法に基づき、**一般廃棄物の統括的な処理責任**あり。他方、製品メーカー等は、資源法に基づき、LIB等製品の自主回収・再資源化の責務があり、一般社団法人JBRCが、会員企業製品（LIB等、モバイルバッテリー）を回収
- 環境省は、これまで市区町村に対し、以下のLIB製品の発火事故の防止対策等を情報提供
 - ・ リチウム蓄電池は**破碎・圧縮等**されると**発火のリスク**が高まること
 - ・ **危険物等と併せて分別収集**するなど収集・運搬時や処分時において、**破碎・圧縮等のプロセスに混入**することを**回避**すること
 - ・ 対策集（「市区町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策集」）で取りまとめた、上記を含む優良な取組事例
- 環境省は、指針を改訂（令和7年3月）し、LIB製品を**分別回収**により**回収、保管、適正処分**することを市区町村に対し**技術的助言**



JBRCの回収ボックスの例

主な調査結果

（調査対象50市における回収についての考え方）

- 調査対象50市のうち、「**製品メーカー等が回収すべき**」とする意見が31/50市（62%）。このうち「**市は回収する必要がない**」とする意見が8/50市（16%）

（「市は回収する必要がない」とする市の考え方等）

- ✓ LIB等製品は、**条例で定める排出禁止物（有害性の物）に該当するため、市では回収しない**（一部品目は回収）。
- ✓ 資源法で製品メーカー等に回収が義務付けられており、原則的には**市が公費で定日回収を実施する必要がない**（一部品目は回収）。

- 「JBRCを知らない」などとする市が2/50市（4%）。環境省は、対策集においてJBRCの回収方法等を情報提供。しかし、国は、資源法に基づくJBRCや製品メーカー等の取組について**情報提供が十分とはいえない状況**

（定日回収に係る課題）

- 回収に消極的な市でも、LIB等製品の回収に係る課題として、「**財政負担**」など具体的な課題を認識。課題を抱える中でも**定日回収を開始した事例あり**。しかし、**環境省は、課題ごとに解消策を整理できていない**。

（LIB等製品の回収に係る課題を抱える中で、新たに定日回収を開始した事例）

- ✓ 財政負担の課題につき、既存の「**水銀含有ごみ**」の収集区分、車両（中平型ボディ車）に、LIB等製品を追加して、**追加費用なく回収を開始**

当省の意見

市区町村におけるLIB等製品の**回収推進**のため、市区町村に対し、以下について情報提供すること

【経済産業省・環境省】

- ① 資源法の改正動向、**製品メーカー等の回収等の取組状況、製品メーカー等の回収責務がある中での市区町村における回収体制構築の意義**

【環境省】

- ② 市区町村のLIB等の回収等に当たっての課題を整理した上で、**課題の解消策**

調査結果④ 市区町村におけるリチウムイオン電池等の処理状況

背景・制度等

- 環境省は、最終的な**処理過程の例**として、LIB製品を**事業者**に引き渡すとして、JBRCを始め回収先を周知。特に、JBRCの回収対象外の電池一体型製品、発熱・発火する危険性があるLIB等の破損・膨張品などの引渡先について、**処分事業者12社を公開・周知**（令和6年4月）
- **資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律**の成立（令和6年5月）により創設された認定制度の下、**認定処分事業者**は、自治体の区域をまたがって**広域的な廃棄物の収集・再資源化**（廃掃法の特例）が可能になった。環境省は、処分事業者が見付からないという状態の解消が期待されるとしている。
- 環境省は、指針を改訂（令和7年3月）し、回収したLIB製品の**保管方法**（例えば膨張・変形したものは耐火性の容器に保管など）、**適正処分**（国内の適正処理が可能な事業者へ引渡しなど）の**基本的な考え方を技術的助言**

主な調査結果

（調査対象50市におけるLIB等製品の処理・保管状況）

- 回収したLIB等製品について、**埋立て・焼却・ストック**をしている市が**23/50市（46%）**。当省試算においても、回収されたLIBの4～5割に近い水準で、処分事業者へ引渡しされず、埋立て・焼却・ストックされている可能性あり。埋立て・焼却・ストックの理由は、「**処分事業者が見当たらない等**」が、17/23市（74%）
- LIB等製品を**ストックしている12市**の中には、ストックしている現場職員の意見として、「**火災事故等の発生を懸念**」、「**火災リスクが精神的負担**」の声あり。12市の保管状況をみると、**保管方法が適切とはいえない事例**あり

（LIB等の保管方法が適切とはいえない事例）

- ✓ JBRCが引き受けない**破損・膨張品**を、**市本庁舎の倉庫**にペール缶で**3缶保管**
- ✓ **電池一体型製品や破損・膨張品**について、処分先が見当たらないため、やむを得ず、令和2年度以降約4年間で、**ドラム缶（200リットル）15本**を施設内の暗所で保管

（LIB等の破損・膨張品の扱い）

- **破損・膨張品は、上記の実態が全て該当し、発火リスクから焼却している事例あり**。当省の統計調査結果では、「**電池が破損・膨張したモバイルバッテリー**」を**ストックしている市が95市あり**。ストックしている市では、**適切な保管場所・期間・方法についての情報提供を求める意見あり**

当省の意見

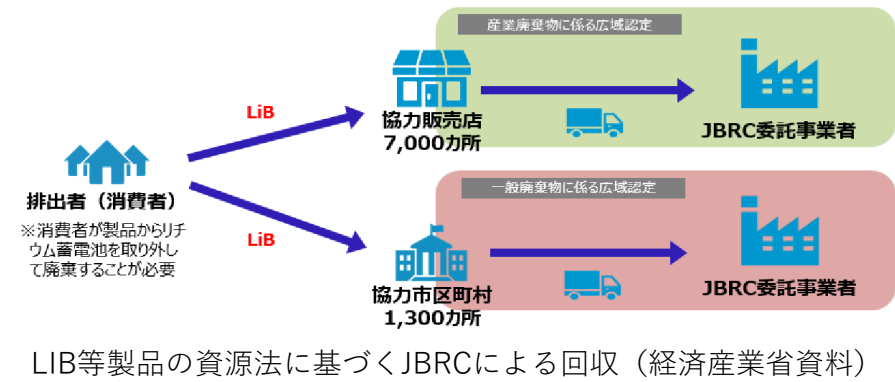
【環境省】

市区町村におけるLIB等の**適正な処分推進**のため、

- ① 市区町村に対し、**LIB等の安全な保管方法、処分事業者**について情報提供すること
- ② LIB等を再資源化できる**処分事業者を育成・拡大**すること
- ③ **破損・膨張品についても、現状の処分方法等を収集し、適切な処分事例等を情報提供するとともに、経済産業省とも連携して安全な処分策を検討**すること

背景・制度等

- 資源法では、LIB等製品について、**自主回収・再資源化、環境配慮設計**（電池の取り外しやすさ等）、**リサイクルマークの表示の責務**が製品メーカー等に課せられている（LIB等製品の輸入販売事業者については、環境配慮設計、表示の責務は対象外）。
- 製品メーカー等の自主回収・再資源化について、**共同で行う団体として、JBRCが設立。会員企業（約400法人）のLIB等を対象に、**電器店等の**協力販売店7,000か所、協力市区町村1,300か所**にJBRC回収ボックスを設置し、無償で回収・再資源化を実施。JBRCの**回収対象は、LIB等の電池単体及びモバイルバッテリー（破損・膨張品等は対象外）**



主な調査結果

- （JBRCによる自主回収等の状況）
- JBRC**会員企業は、増加傾向**
 - 協力市区町村の市区町村カバー率は73%、人口カバー率は97%

JBRC会員企業数、回収拠点の推移（令和2～6年度）

	R2	R3	R4	R5	R6
JBRC会員企業数	367	381	388	380	395
協力販売店数	20,908	20,595	17,561	7,406	7,422
協力市区町村数	316	587	647	660	707

※ 協力販売店の令和5年度の減少は、費用徴収に伴い休眠店が登録を取りやめた影響

- （調査対象11事業者※による独自の自主回収等の実施状況）
- **加熱式たばこ、モバイルバッテリーの製造事業者で、安全な廃棄等のため独自（JBRCによる回収以外）の自主回収を実施**
 - ・ 他の製造事業者は、「各家庭個別に回収する手段を持っていない」などにより、独自の自主回収は実施せず
 - **電気掃除機の製造事業者は、LIB等を取り外しやすい設計（易解体設計）に取組**
 - ・ 他の製造事業者は、「製品安全のためLIB等を取り外せない構造にしている」などにより、易解体設計を実施せず

※ 電気かみそり、電動歯ブラシ、電気掃除機、加熱式たばこ、ワイヤレスイヤホン・モバイルバッテリーの製造事業者

背景・制度等

- 製品メーカー等は、資源法に基づき、LIB等製品の**自主回収・再資源化、環境配慮設計**（電池の取り外しやすさ等）、**リサイクルマーク等の表示の責務**あり
- **当該責務の対象となるLIB等製品の範囲**（LIB等の電池単体、パソコン、携帯電話、モバイルバッテリー等の29品目）や**製品メーカー等の範囲等**は、政省令において規定
- 令和7年5月の資源法改正により、高い回収目標等を掲げて認定を受けた製品メーカー等は、廃掃法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）が講じられる等、資源循環の制度が強化。今後、同法の運用について、政省令等の整備が予定

組成分析調査において収集した製品の例



主な調査結果

- 調査対象43市において組成分析調査※を実施し、不燃ごみ等に混入していた**5,083製品（うちLIB製品は2,854製品）**、約**1.3トン**を分析したところ、以下のよう状況が判明
 - ✓ 混入（個数）が多いのは、LIB等の電池単体のほか、加熱式たばこ、携帯電話、モバイルバッテリー、電気かみそり、電気掃除機など
 - ✓ LIB製品のうち、電池の取り外しが容易なのは1割程度
 - ✓ LIB製品のうち、リサイクルマークの表示があるものは5割程度 など

調査情報の提供
(令和7年2月以降)

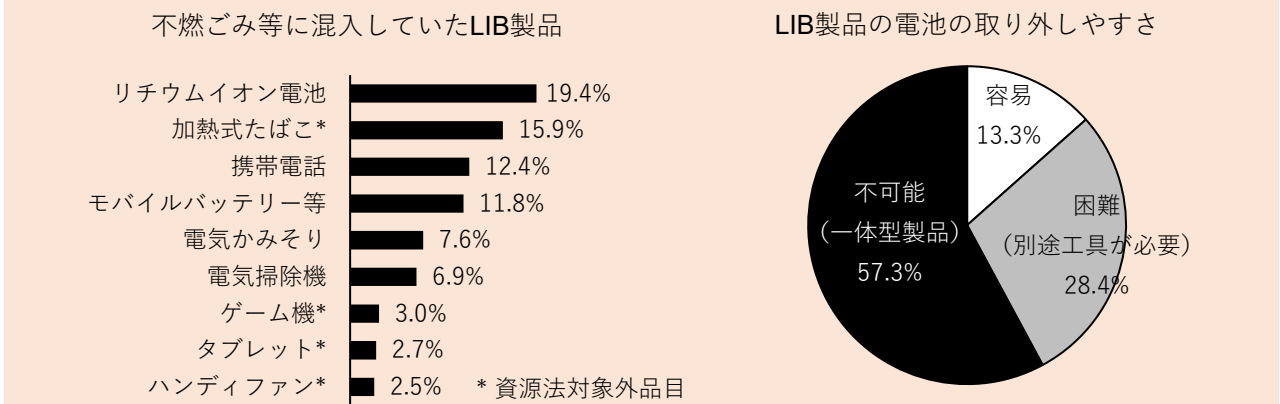
組成分析調査結果から、不燃ごみ等に混入していたLIB製品の**品目別の混入状況、電池の取り外しやすさの状況等**を経済産業省に情報提供

今後、経済産業省の審議会等において、改正資源法（令和7年5月）の下で、**政省令等の見直しに向けた議論に活用予定**

- (今後見込まれる制度見直しの内容)
- ✓ 製品メーカー等の回収対象品目の拡大
 - ✓ 製品メーカー等の取組状況に応じた助言・指導 等

当省の意見

【経済産業省】
製品メーカー等の**自主回収対象品目の追加**（ごみへの混入が多い加熱式たばこ等）、**責務の履行の推進のため、継続して検討を進めている制度見直しを行うこと**



※ 組成分析調査：排出された家庭ごみ等を細かく分類して組成（どのようなごみがどの程度含まれているか）を分析するものであり、市区町村等において、ごみの減量・リサイクル施策の検討のために採用されている手法

背景・制度等

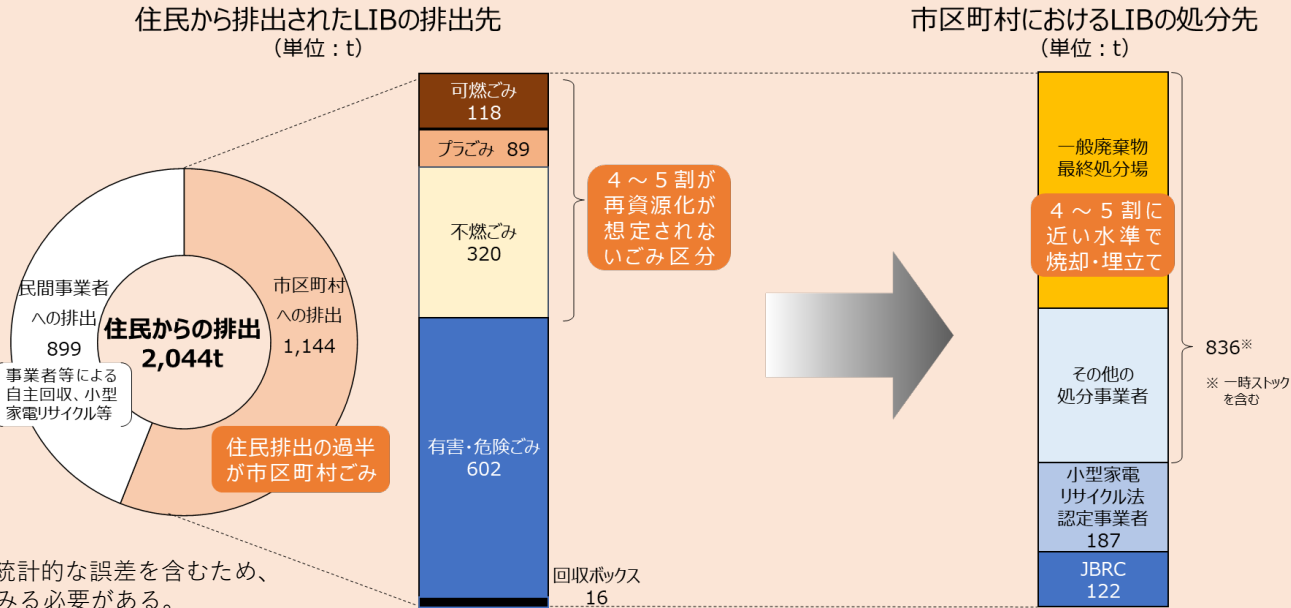
- 環境省は、循環型社会を構築するためには、どれだけの資源を採取、消費、廃棄しているかという「ものの流れ」（**マテリアルフロー**）を的確に把握することで、**廃棄物等の発生抑制や循環利用の促進**につながるとしている。
- これまでのマテリアルフローの推計は限定的※で、**消費者によるLIBの排出状況や市区町村・事業者等による回収・処分の状況**（どこがどれだけLIBを回収・処分しているか等の数値）はほとんど分かっていない。

※ これまでの推計事例（単位：トン）

	環境省	有識者
全国のLIBの排出量（住民及び事業者の合計）	16,094	8,162
LIB製品の不燃ごみ等への混入量	2,400	－
LIB（単体で混入）	70	－
LIB（製品への残留分を含む合計）	－	830～1,126

主な調査結果

- 組成分析調査結果を用いて、LIBのマテリアルフローのうち、消費者による排出状況や市区町村の回収・処分状況を試算したところ、以下のような可能性が判明
 - ✓ **住民が排出したLIBの過半が、事業者の自主回収等の枠組みが利用されず、市区町村ごみとして排出**
 - ✓ **市区町村で回収されたLIBのうち、4～5割程度が、再資源化が想定されない不燃ごみ等に排出**
 - ✓ **市区町村におけるLIB処分量の4～5割に近い水準で、焼却・埋立て又は一時ストックされている状況**
- 資源循環施策の立案等の基礎資料として、マテリアルフローの算出が重要



(注) 各数値は統計的な誤差を含むため、幅を持ってみる必要がある。

当省の意見

【環境省】

当省の推計も参考に、市区町村の負担にも配慮しつつ、LIB製品の**住民による排出の実態解明**を推進すること

生活道路における交通安全対策に関する政策評価（要旨）

！ 評価の背景

〔通知日：令和7年6月27日 通知先：国家公安委員会（警察庁）、国土交通省〕

- 生活道路での交通事故の減少率は幹線道路に比べて低調。歩行中・自転車乗用中の死者数の割合が諸外国と比べて高く、全死者数の4分の1が自宅から500m以内の身近な生活空間で発生
- 第11次交通安全基本計画では、生活道路において、**交通事故の多いエリアでの対策、ビッグデータを活用した潜在的高リスク箇所の解消**を進めるなど効果的な対策を実施する旨が記載
- 生活道路での交通事故の7割が市区町村道で発生していることから、その管理者である市区町村における交通安全施設等の整備の取組及び都道府県警察による市区町村への支援の取組を評価



（生活道路の例）

📄 主な評価結果

【事故発生状況の把握】

- ・ 交通事故の発生箇所を「おおむね把握している」とする市区町村は約2割、「ほとんど把握していない」は約2割
- ・ 事故発生状況を把握する上で、「交通事故統計情報のオープンデータの使い方が分からない」、「地図化するための余裕やスキルがない」、「都道府県警察事故マップの情報が不足している」といった声あり

【交通安全施設等の整備箇所の選定】

- ・ 施設整備箇所の選定に当たり、事故実績を「おおむね参考にしている」とする市区町村は約1割、「ほとんど参考にしていない」は約4割
- ・ 市区町村では、**住民要望や通学路合同点検で把握した危険箇所の施設整備が基本**となっており、データに基づく事故発生箇所や事故リスクが高い箇所の施設整備を基本とするのは少数

【交通安全施設等の整備内容の決定方法】

- ・ 施設の整備内容の決定に当たり、事故内容を「おおむね参考にしている」とする市区町村は約3割、「ほとんど参考にしていない」は約2割
- ・ 事故の実績や内容を十分把握せず、現場の道路・交通環境を確認し、**担当職員の経験により整備内容を決定する市区町村が多数**

👉 当省の意見

【国土交通省】

- オープンデータ活用の手順書の作成や事故内容を踏まえた施設整備の好事例の活用等により、市区町村における事故実績等を踏まえた施設整備を推進

【警察庁】

- 都道府県警察が把握した事故リスクが高い箇所や必要な安全対策について、市区町村に必要な情報を提供するように指導

💡 期待される効果

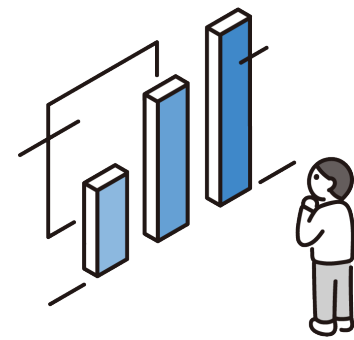
事故の発生箇所や内容を把握した上で、交通安全施設等を整備

生活道路における交通事故の減少

評価結果① 事故発生状況の把握

- 警察庁は、令和元年以降の交通事故統計情報のオープンデータ（※1）（以下「OD」という。）を公開するとともに、事故多発箇所を抽出できるツールをウェブサイトに掲載
各都道府県警察は、事故の発生状況が分かる地図（以下「都道府県警察事故マップ」という。）をウェブサイトに掲載。事故件数や事故情報を自発的に又は求めに応じて市区町村に提供
- 国土交通省は、潜在的高リスク箇所の把握に活用できるETC2.0（※2）加工情報を交通事故の削減に活用する方針

※1 人の死亡・負傷事故について、1事故ごとに日時、地点、当事者（車両、人など）等が記載されたもの
※2 ETC車載器を搭載した車両の走行経路、速度、急ブレーキ等の挙動情報を収集するシステム



主な評価結果

- 事故の発生箇所を「おおむね把握している」とする市区町村の割合は20.6%（85市区町村）で、「ほとんど把握していない」とする市区町村の割合は22.3%（92市区町村）
 - ✓ 把握方法としては、「死亡事故の発生状況について、都道府県警察から定期的に情報提供がある」が48.8%（199市区町村）、「不定期であるが、自ら都道府県警察に情報収集する」が28.2%（115市区町村）、「ODにより自ら把握する」が6.9%（28市区町村）
 - ✓ 未把握の理由としては、「事故箇所を把握する余裕がない」、「施設整備は住民要望等があった箇所を対象とし、事故の有無は考慮すべき事項としての優先度が低い」とするものが多数
- データ活用にあたっての課題として、市区町村からは「ODの使い方が分からない」、「ODを地図化するための余裕やスキルがない」、「都道府県警察事故マップにある情報の掲載期間が短かったり、内容が不足していたりする」といった声あり
- 都道府県警察の取組として、事故多発箇所や潜在的高リスク箇所の情報を市区町村に提供している例や、AIや民間事業者のプロープ情報（カーナビゲーションシステムに蓄積された走行履歴情報）を活用した情報を市区町村に提供している例あり
- 事故発生箇所を把握している市区町村とそうでない市区町村について、令和元年から4年までの事故増減率の平均を比較したところ、前者は▲24.3%、後者は▲20.5%となり、事故発生箇所を把握している市区町村の方が事故減少率が高くなることが示唆される結果となった。

当省の意見

- 【国土交通省】
 - 市区町村が事故実績等の把握に当たり、円滑にODを活用できるよう、データを地図化する方法を示した手順書等の作成や研修に取り組むこと。
- 【警察庁】
 - 都道府県警察事故マップが市区町村による交通安全対策の検討に資するものとなるよう、当該マップに関し都道府県警察が市区町村の意見の把握に努めるなどの取組を推進すること。

評価結果② 交通安全施設等の整備箇所の選定

第11次交通安全基本計画では、事故の多いエリアについて効果的・効率的に対策を実施することとされており、事故の実績を踏まえた施設整備の実施が求められている。また、同計画では、ビッグデータを活用した潜在的高リスク箇所の解消を進めるとされており、こうした危険箇所への施設整備も重要

目 主な評価結果

- 市区町村は、**住民要望や通学路合同点検**（学校、道路管理者、都道府県警察等が合同で通学路の安全点検を定期的実施する取組）を端緒として把握した危険箇所**で施設整備を検討。道路・交通環境を現地で確認し、担当職員の経験により整備の必要性を判断するのが基本的な手順**
- **施設整備箇所の優先順位を決める際、事故実績を「おおむね参考になっている」とする市区町村の割合は11.4%**（47市区町村）、「**ほとんど参考にしていない**」割合は**44.6%**（184市区町村）
 - ✓ 事故実績の活用方法としては、住民要望があった箇所に対して、都道府県警察事故マップ等で事故実績を確認した上で、優先順位付けしている例や、住民要望ではなく事故実績等を端緒に施設整備を進めることを基本的な手順にしている例あり
- **施設整備箇所の選定の際、事故多発箇所を重視している市区町村の割合は45.5%**（188市区町村）。他方、**重視していない市区町村の割合は54.2%**（224市区町村）
 - ✓ O Dの活用により事故多発箇所を抽出し、重点的に施設整備している例あり
- **施設整備箇所の選定の際、潜在的高リスク箇所を「おおむね参考になっている」とする市区町村の割合は2.9%**（12市区町村）、「**ほとんど参考にしていない**」割合は**77.7%**（321市区町村）
 - ✓ 潜在的高リスク箇所の情報の活用方法としては、通学路の安全確保のため当該箇所を把握して施設整備している例や、広域的に当該箇所を把握して施設整備している例、A Iで危険度予測している例あり
 - ✓ 潜在的高リスク箇所を把握するためのE T C 2.0加工情報の活用について、ゾーン対策を実施する前提で地区を限定しなければ提供されないと誤解している例あり
- 施設の整備箇所の選定に当たり、事故の実績に関するデータを何らかの形で活用している市区町村とそうでない市区町村について、令和元年から4年までの事故増減率の平均を比較したところ、前者は▲24.2%、後者は▲19.9%となり、事故の実績に関するデータを何らかの形で活用することが事故の減少に効果的であることが示唆される結果となった。

👉 当省の意見

【国土交通省】

- **事故リスクの高い箇所を把握して施設整備に取り組んでいる例を紹介すること等により、市区町村における当該取組を推進すること。**
あわせて、**E T C 2.0加工情報はゾーン対策以外にも活用できることを市区町村に周知すること。**

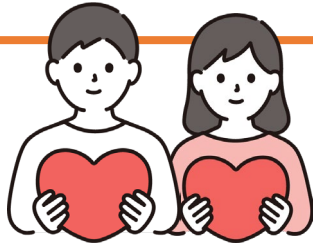
【警察庁】

- **都道府県警察が把握した事故リスクが高い箇所や必要な安全対策について、市区町村に必要な情報を提供するように都道府県警察に対し指導すること。**



評価結果③ 交通安全施設等の整備内容の決定方法

- 施設の整備内容を決定する上では、事故の当事者や態様などの事故内容を踏まえ、事故の再発防止に効果的な施設を整備することが有効と考えられる。
- 国土技術政策総合研究所は、道路特性、事故類型、事故要因を踏まえた事故の対策（施設設備）を示した「交通事故の要因分析・対策立案に関する技術資料」（以下「技術資料」という。）を作成・公表している。



主な評価結果

- 市区町村では、**施設整備箇所の道路・交通環境を確認し、担当職員の経験により、施設内容を検討するのが基本的な手順**となっている。事故内容の把握には、ODの活用や都道府県警察への照会が必要
- 施設内容の検討の際、事故内容を「おおむね参考にしている」とする市区町村の割合は**33.2%**（137市区町村）、「ほとんど参考にしていない」割合は**22.3%**（92市区町村）
 - ✓ 事故内容を参考にせず検討する方法としては、「住民要望に沿って検討」、「道路環境に応じて大まかに整備する施設の順番を決めている」、「安価な施設から検討」など
 - ✓ 事故内容を参考にしない理由としては、「事故内容の把握や活用を前提としていない」、「道路構造上の問題を改善することが重要」、「都道府県警察に事故内容を1件1件照会するのは現実的ではない」など
- 施設内容の決定に当たっての課題として、市区町村からは、「**ODを活用して事故内容を把握しようとしても、検討に必要な事項（事故要因や車両の進行方向等）が掲載されていない**」、「**技術資料は幹線道路向けで活用しにくい**」といった声あり
- 多くの市区町村は、都道府県警察から施設内容の提案や事故内容に係る情報の提供などの支援を受けながら施設整備に取り組んでいるが、都道府県警察からの提案をほとんど受けていないとする市区町村の割合は**18.2%**（75市区町村）
- 施設内容の決定に当たり、事故内容を何らかの形で活用している市区町村とそうでない市区町村について、令和元年から4年までの事故増減率の平均を比較したところ、前者は**▲24.0%**、後者は**▲17.2%**となり、事故内容を何らかの形で活用することが事故の減少に効果的であることが示唆される結果となった。

当省の意見

【国土交通省】

- 市区町村が行う**施設内容の検討に資するよう、事故内容を踏まえて施設整備を行った事例を取りまとめた研修等で紹介する**など情報提供に取り組むこと。

【警察庁】

- 市区町村が行う**施設内容の検討に資するよう、事故内容に関するODの情報の充実等について検討すること**。
また、市区町村から要望がある場合には**事故に関する統計情報を都道府県警察が可能な範囲で提供する**など、**協力を行うよう**都道府県警察に対し指導すること。

評価に当たり対象とした生活道路

法令上、「生活道路」の定義はなく、市区町村によっても生活道路の範囲は様々

→ 本評価では、生活道路における事故件数については、次に該当する車道幅員の市区町村道で発生した事故を集計

- ①5.5m未満の単路、②5.5m以上9.0m未満の単路（中央分離なし）、③5.5m未満の道路同士の交差点、④5.5m未満の道路とそれ以上の車道幅員の道路との交差点、⑤5.5m以上13.0m未満の道路同士の交差点（信号機なし）

評価に当たり調査した市区町村

■ 基礎調査：454市区町村（本資料では、回答があった413市区町村を母数※としている。）

- ・ 令和元年に生活道路で発生した交通事故件数が多い市区町村を選定（全国の交通事故件数の9割に達するまで抽出）

※ 調査項目により、無回答など有効回答でない場合は、分析母数から除外している。

■ 実地調査：123市区町村

- ・ 基礎調査対象とした454市区町村の中から、地域バランスや特徴的な取組等を考慮して選定

評価に当たり対象とした市区町村の取組

市区町村が整備する交通安全施設等のうち、区画線、カーブミラーなど比較的低予算・短期間で整備可能で、数多く整備されている施設に係る取組を中心に評価。

図1 市区町村が整備する主な施設（例）



〈カーブミラー〉



〈ガードレール〉



〈ポラード〉



〈ラバーポール〉



〈路側帯のカラー化〉



〈クロスマーク表示〉

(参考) 生活道路における交通事故の発生状況①

生活道路における交通事故件数（令和元年と4年の比較）

- 令和4年の事故件数は8万4,952件で、元年（10万7,755件）より21.2%減少（表1）
- 47都道府県別にみると、東京都、大阪府等、上位10都道府県で事故件数の7割以上を占める（表2-1）。
- 事故増減率をみると、東京都は増加（+7.1%）している一方、3～4割減少している都道府県もあり、ばらつきが大きい（表2-2）。

表2-1 都道府県別事故件数（令和4年）

順位	都道府県	件数	順位	都道府県	件数
1	東京都	10,973	38	長崎県	441
2	大阪府	8,415	39	徳島県	407
3	神奈川県	7,496	40	石川県	404
4	愛知県	7,262	41	岩手県	391
5	埼玉県	5,862	42	和歌山県	324
6	静岡県	5,355	43	秋田県	274
7	兵庫県	4,854	44	高知県	205
8	福岡県	3,938	45	福井県	188
9	千葉県	3,841	46	島根県	176
10	群馬県	2,623	47	鳥取県	100

表1 生活道路における相手別ごとの事故件数

相手別		事故件数（令和元年）		事故件数（令和4年）		令和元年から4年の増減率
			割合		割合	
自動車	歩行者	14,062	13.0%	11,477	13.5%	▲18.4%
自動車	二輪車	13,932	12.9%	10,526	12.4%	▲24.4%
自動車	自転車	30,001	27.8%	23,833	28.1%	▲20.6%
二輪車	自転車	1,979	1.8%	1,684	2.0%	▲14.9%
二輪車	歩行者	924	0.9%	781	0.9%	▲15.5%
自転車	歩行者	1,158	1.1%	1,245	1.5%	+7.5%
自動車相互		37,340	34.7%	27,080	31.9%	▲27.5%
二輪相互		658	0.6%	555	0.7%	▲15.7%
自転車相互		1,692	1.6%	1,582	1.9%	▲6.5%
その他		6,009	5.6%	6,189	7.3%	+3.0%
合計		107,755	100.0%	84,952	100.0%	▲21.2%

表2-2 都道府県別事故増減率（令和元年→4年）

順位	都道府県	増減率	順位	都道府県	増減率
1	東京都	+7.1%	38	沖縄県	▲32.4%
2	島根県	▲5.4%	39	兵庫県	▲32.6%
3	徳島県	▲9.4%	40	福島県	▲33.6%
4	北海道	▲10.2%	41	岐阜県	▲35.8%
5	神奈川県	▲10.3%	42	長崎県	▲36.4%
6	岩手県	▲11.1%	43	高知県	▲36.9%
7	群馬県	▲12.5%	44	静岡県	▲38.1%
8	栃木県	▲12.5%	45	佐賀県	▲38.5%
9	石川県	▲12.9%	46	鹿児島県	▲40.0%
10	岡山県	▲14.0%	47	宮崎県	▲46.1%

(参考) 生活道路における交通事故の発生状況②

生活道路における交通事故件数（令和元年と4年の比較）

■ 市区町村別、人口区分別の事故発生状況を比較すると、件数、増減率ともにかなりの差がある（表3）。

表3 市区町村別・人口区分別の生活道路における事故件数（人口20万人以上の市区町村データのみ抜粋）

人口区分 (市区町村数)	事故件数（令和4年）			事故増減率【令和元年→4年】 (%)	
	平均	最大	最少	平均	増減率の幅
20万人以上～50万人未満（95）	247件	684件	56件	▲20.6%	▲52.1%～+71.9%
50万人以上（35）	847件	2,841件	273件	▲18.6%	▲42.4%～+66.5%
全国（1,741）	－			▲21.2%	－



事故多発箇所における交通事故件数

- 当省において、実地調査した市区町村を対象に、O Dを活用して事故多発箇所を集計（表4）
- 今回、事故多発箇所の現状分析に当たっては、「令和元年に2件以上事故が発生した箇所（半径10m以内）」を集計

表4 事故多発箇所における事故件数等の関係性

	市区町村別		備考
	平均	最大	
令和元年の事故多発箇所数 (3,399か所)	28.3か所	274か所	・ 43.3%（52市区町村）は10か所未満 ・ 15.0%（18市区町村）は50か所以上
令和元年の事故多発箇所における事故件数 (7,618件)	63.5件	614件	・ 52.5%（63市区町村）は30件未満 ・ 16.7%（20市区町村）は100件以上
令和元年の事故多発箇所における 2年から4年までの間に事故が再発した割合	56.4%	72.5%	－
令和元年の総事故件数のうち 事故多発箇所での事故件数が占める割合	14.3%	26.7%	・ 7市区町村は20%以上

！ 調査の背景

〔通知日：令和7年7月7日 通知先：厚生労働省〕

- 近年、海外派遣等により外国で就労する日本人は増加傾向にある。外国の公的年金（以下「外国年金」という。）に加入していた日本人が帰国後、**外国年金を受給する場合、各国が定める生存証明書を外国年金運営機関に提出すること等が必要となるが、その際、市区町村等の第三者による認証を求められることがある。**
- 我が国の法令上、生存を証明する制度はなく、市区町村が認証を求められた場合に、認証するかどうかは市区町村の判断に委ねられている。このような中、当省の行政相談には、「市区町村に生存証明書の認証をしてもらえなかった。」との声が寄せられている。市区町村からは「外国語で書かれた生存証明書は分かりにくく、翻訳の負担も大きい。」といった意見も聴かれる。
- 本調査は、外国年金ごとの生存証明手続の実態や市区町村における生存証明書の取扱状況等を調査し、国内在住の日本人の**外国年金受給者**（以下「受給者」という。）**及び市区町村の負担軽減を図ることを目的として実施したものである。**

※1 外国年金の生存証明手続は、外国の法令に基づきその国の権限と責任の下で運用

📄 主な調査結果

社会保障協定締結国を中心に25か国に調査票を送付し、20か国（※2）から回答。全市区町村に書面調査（1,253市区町村から回答）の上、32市区町村に実地調査

【第三者による生存証明書の認証方法】

- ◇ 20か国のうち**16か国は第三者による認証が必要**。このうち5か国では、**第三者による認証に代えて住民票の写し等の公的書類の添付とすることが可能**
- ◇ 市区町村は生存証明書の**認証の可否や認証方法などの対応に苦慮**。「生存証明書を認証するのではなく、**住民票の写しを添付する方法に代えてほしい**。」といった要望あり

【生存証明書の様式】

- ◇ 第三者による認証が必要な16か国のうち、**生存証明書の様式に日本語が併記されているのは4か国**
- ◇ 市区町村では**生存証明書に記載された外国語の翻訳が負担**となっているほか、自らの翻訳の正確性に不安を感じるとの意見あり

👉 当省の意見

- ① **市区町村による生存証明書の認証に代えて、住民票の写しの添付とすることなどを外国年金運営機関等と協議すること**
- ② **生存証明書の様式とその日本語訳などを日本年金機構のウェブサイトに掲載すること**

💡 期待される効果

市区町村による生存証明書の認証及び翻訳の不要化



生存証明に係る受給者及び市区町村の負担軽減

※2 アメリカ、イギリス、オーストラリア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、タイ、チェコ、ドイツ、ハンガリー、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ベルギー、ポーランド、ルクセンブルク（五十音順）

調査結果① 第三者による生存証明書の認証方法

背景・制度等

- 外国年金の制度の多くでは、受給者が外国年金を受給し続けるためには、送付されてきた生存証明書に必要事項を記入し、市区町村等の第三者に生存を認証（生存証明書への署名）してもらった後、当該証明書を外国年金運営機関に提出する必要がある。
- 我が国には、生存していることを公的に証明する制度はないため、市区町村が受給者から生存の認証を求められた場合、認証するかどうかは、市区町村の判断に委ねられている。
他方で、我が国には、死亡時には死亡届を市区町村に提出する制度があり、当該届出により、戸籍への死亡の記載がなされると、住民票の消除が行われることから、住民票があれば、一般的に生存していることが推定される。

主な調査結果

< 第三者による生存証明書の認証の可否等 >

- 20か国のうち4か国は、生存証明書への本人の署名等により第三者による認証は不要。残りの16か国は、市区町村、駐日大使館・領事館等により生存証明書の認証が必要であるが、このうち5か国は、市区町村等の認証に代えて、住民票の写しや戸籍謄本の添付とすることが可能
- また、認証が必要な16か国のうち13か国は、駐日大使館・領事館による認証が可能。このうち9か国は大使館等への出頭が原則だが、3か国はビデオ通話による認証が可能（1か国は不明）

第三者による生存証明書の認証が必要とされている16か国における主な認証方法

認証方法	市区町村による認証	駐日大使館・駐日領事館による認証			住民票の写し等の添付による代替可
			うち出頭のみ	うちビデオ通話可	
国数	10	13	9	3	5

（注） 当省の調査結果による。なお、16か国には複数の認証機関を可能としている国が含まれる。

< 市区町村による認証の取扱い >

- 書面調査では、認証を求められたことがある348市区町村のうち、9割の市区町村が「全て認証する方針である」又は「認証する場合としない場合がある」と回答。このうちの3割は、住民票記載事項の内容を証明しており、生存を証明しているのではないと回答
- 市区町村は、生存証明書の認証に苦慮しており、以下のような意見あり
 - ・ 市区町村が認証するのではなく、住民票の写しを添付する方法に代えてほしい。
 - ・ 法的根拠がない中、認証してよいのか不安を感じながら対応している。市区町村が認証を行うことは法令上問題がないか、国から見解を示してほしい。

当省の意見

第三者による生存証明書の認証を求める国に対して、協定の実施に係る協議の機会等を捉えて、

- ① 市区町村の認証に代えて住民票の写しの添付とすること
- ② 駐日大使館への出頭に代えてビデオ通話とすること

などを外国年金運営機関等と協議すること

< 総務省自治行政局の見解 >

一般に、受給者本人との面会等により本人の生存が確認できるのであれば、外国年金の生存証明のため市区町村が本人の生存を証明することは差し支えない。

(参考) 第三者による生存証明書の認証が必要とされている16か国における主な認証方法

国名	市区町村による 認証	駐日大使館・駐日領事館による認証			住民票の写し等の 添付による代替可
			うち出頭のみ	うちビデオ通話可	
イギリス	○	○	○		○
オーストラリア	○	○	○		
オーストリア	○	○	○		
オランダ	○				○
スイス	○	○	○		
スウェーデン	○	○		○	
スペイン		○	不明	不明	
スロバキア		○	○		○
チェコ		○	○		○
ドイツ	○				
ハンガリー		○	○		
ブラジル		○		○	
フランス	○				○
ベルギー	○	○		○	
ポーランド		○	○		
ルクセンブルク	○	○	○		
合計	10	13	9	3	5

(注) 1 当省の調査結果による。各国からの回答に基づき、原則と考えられる取扱いを記載している。
2 スペイン及びドイツは、オンラインシステムを利用すれば、第三者の認証が不要となる。
3 スペインは、駐日大使館・駐日領事館による認証方法の回答が得られなかったため不明としている。

調査結果② 生存証明書の様式

背景・制度等

- 市区町村が認証を求められる生存証明書の様式の多くは外国語のみで表記され、内容を把握するためには翻訳が必要となる。
- 生存証明書において市区町村の認証が求められている事項は、国によって異なっている。



主な調査結果

<生存証明書の様式の記載言語>

- 市区町村等の第三者による生存証明書の認証が必要であり、同証明書の様式のある15か国のうち、**11か国は同証明書の様式が外国語のみで表記**。一方、4か国（スロバキア、チェコ、ドイツ、ブラジル）は日本語が併記
- 市区町村は**受給者に外国語の翻訳を求め、その内容を確認したり、自ら翻訳したりするなどしており、外国語の翻訳に負担を感じているとの意見あり**（市区町村の意見）
 - ・ 生存証明書の翻訳に、1件当たり1時間程度を要するなど負担が大きい。
 - ・ 翻訳した内容が正しいか不安である。
 - ・ セキュリティ上の理由でウェブサイト上の翻訳サービスが使用できない。
 - ・ 日本年金機構や各国大使館のウェブサイトに、生存証明書の日本語訳を掲載してほしい。

<生存証明書で認証が求められている事項>

- 市区町村による生存証明書の認証が可能な10か国のうち**9か国は、市区町村に認証を求めている事項として、「生存していることのみ」又は「生存していること及び身分証明書の確認」と回答**
しかし、**実地調査した市区町村の中には、上記以外の生存証明書の記載事項（国籍、配偶者の有無、出生時の姓等）についても認証が求められていると認識している例あり**

当省の意見

社会保障協定締結国について、以下の事項を日本年金機構のウェブサイトに掲載すること

- ① 外国年金の生存証明書の様式とその日本語訳
- ② 同証明書において各国が第三者の認証を求めている事項